

第2部

平成13年度に講じた環境の保全 及び創造に関する施策

第1章

循環を基調とする経済社会システムの実現

第1節 環境への負荷の少ない社会の構築

第2節 環境関連産業の振興

第2章

自然と人間との共生の確保

第1節 森林、農地、水辺等の持つ環境保全機能の確保

第2節 多様な自然環境の保全と生物多様性の確保

第3章

快適な環境の保全と創造

第1節 自然環境と調和した生活空間の創造

(指標で見る重点プロジェクト進捗状況)

第2節 人と自然とのふれあいの確保

第4章

すべての主体の参加による行動

第1節 自主的な活動の推進

第2節 環境教育、環境学習の推進

第5章

地球環境保全に向けた活動の推進と国際交流

第6章

共通的 基盤的施策の推進

鳥取県環境基本計画の施策体系

1 循環を基調とする経済社会システムの実現<持続的発展が可能な地域社会の実現>

- 1) 環境への負荷の少ない社会の構築
 - (1) 廃棄物減量化とリサイクル
 - (2) 大気環境の保全
 - (3) 水環境の保全
 - (4) 土壌・地盤環境の保全
 - (5) 環境汚染化学物質の適正管理
- 2) 環境関連産業の振興
 - (1) 環境関連技術の開発
 - (2) 環境関連産業の育成・振興

2 自然と人間との共生の確保<豊かで多様な自然環境の保全>

- 1) 森林、農地、水辺等の持つ環境保全機能の確保
 - (1) 森林の環境保全機能の確保
 - (2) 農地の環境保全機能の確保
 - (3) 都市地域の自然環境の確保
 - (4) 水辺(河川、溪流、砂浜、沿岸域等)の環境の保全
- 2) 多様な自然環境の保全と生物多様性の確保
 - (1) 「貴重な自然」と「身近な自然」の保全
 - (2) 生物多様性の確保と野生生物の保護管理

3 快適な環境の保全と創造<恵み豊かで文化の香り高い地域の創造>

- 1) 自然環境と調和した生活空間の創造
 - (1) 親しみやすい水環境の保全と創造
 - (2) 豊かで多様な緑の保全と創造
 - (3) 良好な景観の保全と創造
 - (4) 歴史的・文化的環境の保存と整備
- 2) 人と自然とのふれあいの確保
 - (1) 人と自然とのふれあいの推進
 - (2) 都市と農山漁村の交流の推進
 - (3) 温泉の保護と活用

4 すべての主体の参加による行動<県民総参加による継続的取組>

- 1) 自主的な活動の推進
 - (1) 各主体の協力連携体制の整備
 - (2) 県民・事業者・行政の自主的取組の推進
 - (3) 普及啓発・広報
- 2) 環境教育、環境学習の推進
 - (1) 環境教育・学習体制の整備
 - (2) 環境教育・学習活動の推進

5 地球環境保全に向けた活動の推進と国際交流<地域から地球環境保全の推進>

- (1) 地球温暖化防止対策の推進
- (2) オゾン層保護対策の推進
- (3) 酸性雨防止対策の推進
- (4) その他の地球環境問題への取組の推進
- (5) 環日本海諸国との連携強化と協力

6 共通的・基盤的施策の推進

- (1) 環境関連高等教育機関等の整備推進
- (2) 環境影響評価の推進
- (3) 環境情報の整備・提供
- (4) 環境に関する監視体制の整備充実及び調査研究の推進
- (5) 環境に配慮した社会資本整備等の推進
- (6) 環境基本計画推進体制の整備充実

第2部 平成13年度に講じた環境の保全及び創造に関する施策

第1章 循環を基調とする経済社会システムの実現

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムや生活様式（ライフスタイル）の定着に伴い、自然界の復元能力を超えて環境に大きな影響が及んでいる。本県でも、日常生活に起因する都市河川の汚濁や復元能力の脆弱な湖沼の富栄養化、産業活動に起因する産業廃棄物の増大による処理施設のひっ迫といった問題が生じている。このため、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできるだけ低減することを目指し、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正な処理やエネルギー・資源の適正利用を進める必要がある。

第1節 環境への負荷の少ない社会の構築

【 1 廃棄物減量化とリサイクル 】

(1) 廃棄物の発生抑制 減量化 再資源化の推進

○循環型社会づくりへの取組

平成12年7月に発足した「鳥取県循環型社会推進本部」のもと、全庁的にそれぞれの立場で循環型社会づくりの推進に努めた。
(循環型社会推進課)

○みんなで取組む「4つのR」推進事業

循環型社会の構築に向けて、リサイクルを始め「4つのR」を推進するため、県民みんなで取組む環境づくりを行った。

ア 推進体制の整備

(ア) リサイクル関連情報の提供

県のホームページ「とりネット」内の「リサイクル情報コーナー」で、リサイクル関係イベント情報、リサイクルマーケット情報、リサイクル団体等の情報提供を実施。

インターネット URL

<http://www.pref.tottori.jp/junkan/recycle/>

(イ) リサイクル推進員の養成

日常の中で取り組めるごみの減量化 リサイクル推進のための知恵等を婦人会、町内会等に指導・普及させるなど地元のリー

ダーとして活躍する推進員を養成した。

(81名を認定)

日時 平成14年2月18日(月)

場所 水明荘

内容 活動事例発表

外池美代子推進員(鳥取市)

トレイ回収運動、リサイクルマーケット

牧田圭子推進員(倉吉市)

傘を用いたマイバッグの作成など

上村文乃推進員(米子市)

マイバッグ持参運動など

講演: 講師 飯田和子代表

(川崎・ごみを考える市民連絡会)

「ごみ問題に関する最近の傾向」

イ ごみの減量化・リサイクルの実践の推進

(ア) エコショップの普及促進

エコショップの認定

13年度の新規認定店舗数: 52店舗

(13年度末 190店舗)

エコショップ消費者アンケートの実施

協力店舗数・32店舗

実施期間: 平成13年10月1日(月)

~12月31日(月)

回答者: 3,612人(延べ)

新聞折込チラシによるエコショップ普及啓発広告の実施

実施者数 3社(原徳、丸合、サマート)

実施期間 平成13年10月1日(月)

~12月31日(月)

広告料 1社につき150千円

(経費の一部として助成)

(イ) リサイクルマーケットの開催支援

リサイクルマーケットがいつでもどこでも開催され、地域に定着するよう住民団体等が行うリサイクルマーケットの開催に対し経費の一部を助成した。

・実施団体数 13団体

補助率 2分の1

補助限度額 300千円

(ウ) マイ・バッグ・キャンペーン

「買い物袋持参」を県民運動として展開するための効果的な方策を探るため、エコショップにおいて10回以上レジ袋の受取

りを辞退した場合、特典として抽選で記念品（1,000円相当の再生品購入用の商品券）を進呈した。

・事業協力店 32店舗

実施期間 平成13年10月1日（月）
～12月31日（月）

参加者：3,612名（延べ）

ウ 県民の意識啓発

(ア) 「リサイクルフェア2001」の開催

企業等の出品によるリサイクル技術の紹介、日用雑貨等の再生品見本市、住民参加のリサイクルマーケット、修理コーナーなどリサイクルをテーマとしたイベントを開催した。

日時 平成13年10月27日（土）
～10月28日（日）

場所 鳥取県立鳥取産業体育館
入場者数 約8,000人

(イ) ごみと遊ぼうイン夏休みの開催

小学生とその保護者を対象に、ごみを出さない生活様式の実践、日常生活の中で行うごみの適正な扱い方（分別排出等）の実践等ごみについても考え、体験する学習塾を開催した。

日時 平成13年8月2日（木）
～8月3日（金）

場所 倉吉未来中心、まなびタウン東伯ほか
内容 エコショップでの見物、エコクッ

キングコンクール、環境クイズ、牛乳パックを使用したおもちゃの作成、リサイクル事業場見学（循環型社会推進課）

○容器包装リサイクル法施行への対応

平成9年度（平成12年度から完全施行）からの施行を受けて、市町村とともに、県民への法律の趣旨の普及啓発を行った。

（循環型社会推進課）

○家電リサイクル法施行への対応

平成13年度からの施行を受けて、市町村とともに、県民への法律の趣旨及び廃家電4品目の適正処理の方法等の普及啓発を行った。

（循環型社会推進課）

○ごみ処理の広域化の推進

平成10年3月策定した「ごみ処理の広域化計画」を基本方針として、東・中・西部の広域市町村圏を単位とした、ごみの減量化・リサイクルの推進、ごみ処理施設の整備等ごみの広域的処理について検討がされた。中でも、ごみ焼却施設については、施設の老朽化並びにダイオキシン類及びばいじんの法規制対応等緊急の課題に直面しているため、施設の統廃合又は改善等に向けた取組みがなされた。

（循環型社会推進課）

表2-1 容器包装リサイクル法に基づく品目

分別収集対象品目	特定分別基準適合物					法第2条第6項指定物				
	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	その他紙製	ペットボトル	その他プラスチック	鋼製容器包装	アルミ製容器	飲料紙パック	段ボール製
計画策定市町村・一部事務組合等										
境港市	H9	H9	H9		H13		H9	H9		H9
鳥取県東部広域行政管理組合	H9	H9	H9		H14	H16	H9	H9		
鳥取中部ふるさと広域連合	H9	H9	H15	H15	H12	H12	H9	H9	H12	H12
鳥取県西部広域行政管理組合	H9	H9	H9		H9	H12	H9	H9	H9	H12

(注) 1 表の数値は、開始時期年度を表す。

2 特定分別基準適合物 事業者の再商品化の義務の対象となる品目

3 法第2条第6項指定物 市町村が収集した段階で有価物となり 自律的に流通するものとして指定された品目

出典：第2期鳥取県分別収集促進計画（平成11年7月）

※ペットボトルのみ改正（平成12年10月）

○ゼロ・エミッション調査事業

県内工業団地等のゼロ・エミッションを推進するため、工業団地等が設置した推進組織

に対して、ゼロ・エミッション調査検討委員会が指導 助言を行った。

（産業開発課）

表2-2 工業団地等の取組状況

地区	東部地区	中部地区	西部地区
工業団地等	(協) 鳥取鉄工センター	西倉吉工業団地	(協) 米子鉄工センター
企業数	14社	22社	15社
取組状況	推進組織を立ち上げ対象物を低に決定	推進組織を立ち上げ検討	勉強会の設置を検討

○建設リサイクル推進事業

情報交換を行い、利用の促進に努めた。

実態調査の結果 H13工事期(県)

建設発生土	91	6%
コンクリート塊	100	0%
アスファルト塊	100	0%
木材	68	0%

(管理課)

○農業廃棄物適正処理推進事業

資源の有効利用の観点から、農業用廃プラスチックの再利用を行うため、普及啓発用パンフレットの作成、再生処理システムの導入試験等を行った。(生産振興課)

○とっとりの土づくり総合対策事業

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用に関する法律」の施行に伴い、地域資源である家畜排泄物の堆肥化による土づくりの推進を図るため、畜産農家と耕種農家の連携を基本に、処理施設整備や流通・利用対策等を総合的に実施した。

ア 堆肥生産利用推進指導事業

堆肥の生産・利用の総合的な推進を図るため、農業改良普及所を中心に堆肥の品質に合った技術指導や啓発を行った。

イ 堆肥等利用促進対策事業

地域ごとの堆肥利用システムの整備に対し助成を行った。

- ・平成13年度事業実施地区：3地区(3農協管内)～

ウ 鳥取県堆肥等処理施設緊急整備事業

家畜排せつ物の堆肥化処理を行う施設等の設置に対し助成した。

- 平成13年度事業実施地区
27地区 (生産振興課)

○資源循環型畜産確立推進指導事業

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の管理基準に即した家畜排せつ物の適正管理について畜産農家の巡回指導等を行うとともに、県内24地点で水質・臭気検査を実施し、検査結果に基づく指導を行った。

また、適切な農家指導やふん尿処理施設の的確な審査・設計が行えるよう県職員を環境アドバイザーとして養成し、農家指導にあたった。

平成14年2月には堆肥生産技術の向上、耕種農家との交流を目的にした堆肥共励会を東伯町で開催した。(畜産課)

○産業廃棄物処理税の検討

最終処分場が逼迫する中、産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進が求められており排出者責任の観点から事業者に負担を求める廃棄物処理税(仮称)の創設について検討した。(税務課)

(2) 廃棄物適正処理の推進

○廃棄物関係施設の監視・指導

廃棄物処理法第19条並びに浄化槽法第53条に基づく立入検査を行った。(循環型社会推進課)

表2-3 一般廃棄物関係監視・指導状況(平成13年度)

立入場所	一般廃棄物					下水道	合計
	し尿処理施設	浄化槽	ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	その他		
検査件数							
立入検査件数	13	432	65	18	57	39	624
理化学検査件数	6	319	38	0	43	23	429

○一般廃棄物減量化・再生利用推進事業

広域市町村圏を単位とした東部・西部の「ごみ処理広域化推進協議会」において、ごみ処理施設（焼却施設）の集約化について検討した。（循環型社会推進課）

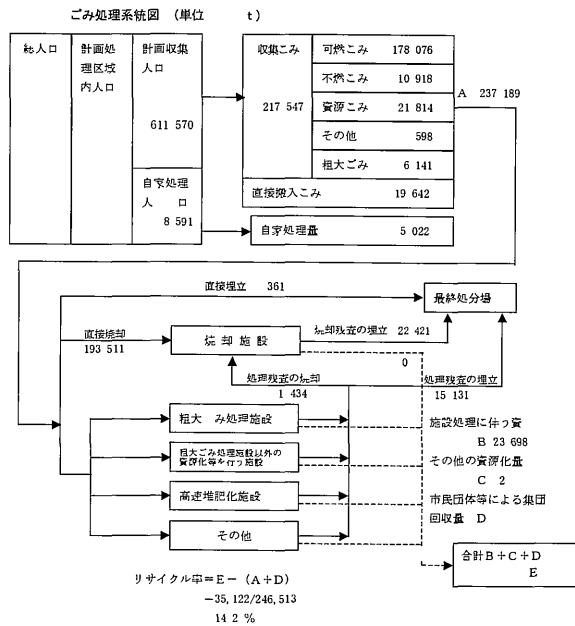
○下水道汚泥処理総合計画の運用

公共下水道から発生する汚泥を広域的に処理し、減量化又は再利用化を図る。平成15年度の供用を目標に、特定下水道施設共同整備事業で鳥取市、岩美町、気高町、鹿野町、青谷町から発生する汚泥を共同で焼却する施設を建設中。

また、西部地区でも平成14年度着手平成16年の供用を目標に、2市8町村で下水汚泥の灰溶融焼却施設を建設中。（住宅環境課）

表2-4 平成12年度のごみ処理概要

直接埋立	直接焼却	中間処理 施設搬入	総排出量 (自家処理を除く)
361 t	193,551 t	38,805 t	237,189 t



○公共関与処分場設置推進事業

公共関与産業廃棄物最終処分場の整備の円滑な推進を図るため、(財)鳥取県環境管理事業センターへの職員の派遣、センター運営費の融資等による支援を行った。

(循環型社会推進課)

○産業廃棄物処理指導事業

排出事業者、処理業者に対し、減量化・適正処理について指導を行うとともに、規制対象施設（最終処分場、焼却施設等）に対する排水や排ガス等の行政検査、規制対象外の既設ミニ処分場の指導、浸出水の調査を実施した。

また、「鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」に基づき廃棄物処理施設の設置、廃棄物処理業の許可等について指導を行った。

(循環型社会推進課)

表2-5 産業廃棄物関係監視 指導状況

(平成13年度)

立入場所	立入検査件数	理化学検査件数
排出事業所	447	18
産業廃棄物処理業者	95	0
中間処理施設	287	45
最終処分場	370	222
その他	455	17
合計	1,654	302

環境産業育成の取組み

鳥取県では、循環型社会を推進していくため、廃棄物関連産業を「環境産業」として位置づけ、社会的認識の向上を図るとともに、環境産業の育成・支援を行っている。

この中で、循環型社会の構築に特に貢献した事業所を表彰した。また、リサイクル技術の高度化を図るため、県内企業が大学等と共同して行う、リサイクル率を大幅に

向上させる技術やリサイクル製品の開発につなげることが可能な研究開発に対し、助成を行った。循環型社会の推進に向け、健全な事業所が育っていくことは、限りある資源を有効に活用し、持続的な経済社会活動の推進のため不可欠である。今後さらにこのような事業活動が促進されていくことが望まれる

(平成13年度表彰)

事業所名	取組み内容
因幡環境整備株式会社	・ 県内産業廃棄物処理業界初の ISO14001 取得企業 ・ 石膏ボードの再利用への取組み
有限会社 淀江清掃社	・ し尿の適正処理による地域への貢献 下水道汚泥肥料化

(平成13年度助成)

事業所名	研究開発テーマ
因幡環境整備株式会社	廃石膏ボードから得られる石膏のリサイクル法開発
イルカカレッジ有限会社	廃植物油を発電機・ボイラー等の燃料とするための濾過装置の研究開発
有限会社 山陰クリエート	廃プラスチック類のリサイクル商品 (商品名 エコマウッド) の品質向上

(3) 散乱ごみ・投棄ごみ対策の推進

○環境美化対策推進事業

環境美化指導員の設置や、市町村が設置する啓発看板の整備に助成を行った。

- ・ 環境美化促進指定地区新規指定

米子市皆生海岸地区

39市町村57地区 (表2-6参照)

- ・ 環境美化指導員数 57名

(循環型社会推進課)

表2-6 環境美化促進地区一覧

(57地区)		(平成14年3月現在)	
市町村	指定地区名	市町村	指定地区名
鳥取市	鳥取市櫻籾公園地区	気高町	気高町浜村ふれあいの道地区
	鳥取市鳥取砂丘地区	鹿野町	鹿野町健康と福祉の里地区
	鳥取市久松公園地区	青谷町	青谷町鳴り砂の浜・長尾岬地区
	鳥取市白兔海岸地区	羽合町	羽合町はわい温泉地区
倉吉市	倉吉市伝統的建造物群 ボケノトバク周辺地区	泊村	泊村グランドゴルフの里公園潮風の丘とまり丸地区
米子市	米子市米子水鳥公園地区	東郷町	東郷町不動滝地区
	米子市皆生海岸地区		東郷町羽衣石城山公園地区
境港市	境港市水木しげるロード地区	二朝町	二朝町二徳山周辺地区
国府町	国府町万葉の里地区		二朝町小鹿溪周辺地区
岩美町	岩美町鴨か磯・城原地区		二朝町二朝温泉地区
	岩美町浦富地区	関金町	関金町せきかね 遊 YOU村地区
	岩美町岩井温泉地区	北条町	北条町北条海浜広場地区
	岩美町大羽尾・小羽尾・陸上地区	大栄町	大栄町お台場公園地区
	岩美町大谷海岸地区	東伯町	東伯町逢東港地区
福部村	福部村砂丘地区	赤碕町	赤碕町ふるさと海岸地区
	福部村岩戸地区		赤碕町船上山地区
	福部村鳥取砂丘オアシス広場地区	西伯町	西伯町緑水湖地区
那家町	那家町那家駅前周辺地区	会見町	会見町鶴田(フワパーク周辺)地区
船岡町	船岡町竹林公園地区	岸本町	岸本町きしもと山の手通りと総合スポーツ公園地区
河原町	河原町桜づつみ河川公園地区	日吉津村	日吉津村日野川 日吉津海岸地区
	河原町河原中央公園地区	淀江町	淀江町今津・淀江海岸地区
八東町	八東町ふるりの森地区	大山町	大山町仁王堂公園地区
若桜町	若桜町若桜駅前周辺地区	名和町	名和町丸城休養施設「夕陽の丘 神田」地区
用瀬町	用瀬町町道屋住佐治線地区	中山町	中山町萩原地区
	用瀬町赤波川溪谷おう穴群地区	日南町	日南町石霞溪地区
佐治村	佐治村辰巳峠地区	日野町	日野町瀧山公園地区
	佐治村さじアストロパーク地区	江府町	大山環状道路地区
	佐治村村道佐治用瀬線地区	溝口町	溝口町樹水高原地区
智頭町	智頭町芦津地区		

○廃棄物不法投棄対策強化事業

産業廃棄物の不法投棄の監視を行う「産業廃棄物不法投棄監視員」を各市町村（44名）ごとに配置し、監視活動を強化するとともに、民有地に投棄された投棄者不明の廃棄物を市町村が処理する費用の一部及び海岸に漂着した廃棄物を市町村が計画的に処理する費用の一部を助成した。

また、平成12年度から、鳥取、倉吉、米子保健所に警察官OBを「廃棄物適正処理推進指導員」として配置し、警察との連携強化を図りながら、不法投棄パトロールを行った。

さらに、平成12年度から当課に不適正事案等を担当する「廃棄物指導係」を設置し、配置された現職警官により、各保健所並びに警察と連携しながら不法投棄、不適正処理に対処した。
(循環型社会推進課)

産業廃棄物不法投棄発見件数及び処理件数の推移

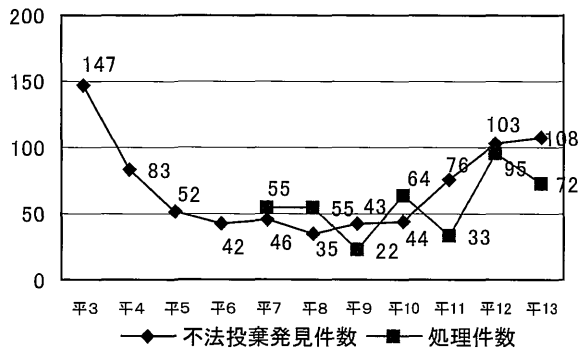


表2-7 大気関係施設監視指導件数（平成13年度）

	ばい煙発生施設		計	粉じん発生施設			計	合計
	法	その他		法	条例	その他		
延監視指導件数	226	110	336	10	0	1	11	347

表2-8 煙道中排出ガス測定（行政検査）状況（平成13年度）

施設の種類	いおう酸化物		ばいじん		塩化水素		窒素酸化物		合計	
	測定件数	違反件数	測定件数	違反件数	測定件数	違反件数	測定件数	違反件数	測定件数	違反件数
1 ボイラー	2	0	2	0	0	0	2	0	6 (2)	0
2 焼成炉	1	0	1	0	0	0	0	0	2 (1)	0
10 直火炉	1	0	1	1	0	0	1	0	3 (1)	1
13 廃棄物焼却炉	15	0	15	0	15	0	8	0	53 (15)	0
計	19	0	19	1	15	0	11	0	64 (19)	1

(注) () 工場 事業場数

○廃自動車等の適正な保管の推進

用途を廃止した自動車及び使用済みタイヤ（以下、「廃自動車等」という。）が屋外において乱雑に集積されていることにより 生活環境の保全上支障が生じていた。

本県では、このような事情を踏まえ、「鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例」（平成13年10月施行）を制定し、廃自動車等の保管について規制することとした。

(循環型社会推進課)

【 2 大気環境の保全 】

(1) 工場・事業場対策の推進

○工場・事業場におけるばい煙対策等

平成13年度末における大気汚染防止法に基づく届出施設は、ばい煙発生施設1,032施設、粉じん発生特定施設110施設で、鳥取県公害防止条例に基づく届出施設は、粉じん関係特定施設は78施設であった。

これらの届出施設について、廃棄物焼却炉を中心に延べ347施設に立入し、排出ガスの調査等を行った結果、排出基準に違反していたのは1件（改善済み）であった。

(環境政策課)

(2) 自動車交通公害対策の推進

○渋滞の解消

鳥取県第3次渋滞対策プログラム（平成10～14年度）に沿って、県内道路の主要渋滞箇所の解消を図っている。

- ・今町2丁目交差点
主：鳥取港線道路改良事業
都：宮下十六本松線都市計画道路事業
美吉橋交差点
国道180号道路改良事業（道路課）

○ノーマイカーデー運動の推進

（第2部第5章の1（3）参照）
（交通政策課）

○低公害車の導入促進

（第2部第5章の1（3）参照）
（環境政策課）

(3) スパイクタイヤ粉じん対策の推進

○スパイクタイヤ粉じん対策

「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づき4市23町3村をスパイクタイヤ使用禁止地域として指定している。
（環境政策課）

(4) 有害物質対策の推進

○有害大気汚染物質モニタリング

大気汚染防止法第18条の23に基づき、有害大気汚染物質のうち、中央環境審議会が健康リスクがある程度高く、対策の優先度の高いものとして示した「優先取組物質」について、平成10年3月から、順次モニタリングを行っている。

平成13年度には、優先取組物質22物質のうち、19物質について調査した結果、環境基準を超える値や、全国的に見て特に高い数値は観測されなかった。（環境政策課）

(5) 騒音対策の推進

○騒音規制法による規制

騒音規制法による県内の規制地域指定は、平成13年度末現在で7市町村について行われており、その地域内に特定施設（金属加工機械等の政令で定める施設）を設置している工場・事業場（特定工場等）の総数は平成1

3年度末現在で356件である。

また、平成13年度の特定建設作業（くい打ち作業等の政令で定める作業）届出件数は55件であった。これらに対して、市町村により指導が行われた。（環境政策課）

○航空機騒音

鳥取空港及び美保飛行場について、航空機騒音の調査を行った。（環境政策課）

○自動車騒音の常時監視

騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の常時監視として、環境基準の地域類型指定されている鳥取市の主要幹線道路に面する地域の騒音を測定し、地域評価を行った。また、県内3市1町の主要道路のうち、交通量が多く沿道に住居等が多数存在する区間（10区間）について、その代表地点（道路近傍）で道路交通騒音の測定を実施した。
（環境政策課）

○大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る指導等

事業者が同法に基づき、店舗新設、時間延長等の届出を行う際に、当該店舗から発生する騒音に係る事項について指導・審査した。
（環境政策課）

(6) 振動対策の推進

○振動規制法による規制

振動規制法による規制地域の指定は、平成13年度末現在で5市町について行われており、その地域内に特定施設（金属加工機械等の政令で定める施設）を設置している工場・事業場（特定工場等）の総数は平成13年度末現在で175件である。

また、平成13年度特定建設作業（くい打ち作業等の政令で定める作業）の届出件数は33件であった。これらに対して市町村により指導が行われた。（環境政策課）

(7) 悪臭対策の推進

○悪臭防止法による規制

悪臭防止法による指定地域は、平成13年度末現在で4市26町4村となっている。

また、屋外における燃焼行為に伴い発生するばい煙、悪臭等を規制するため、鳥取県公害防止条例によりゴム、皮革、合成樹脂、廃

油、硫黄及びピッチ並びにこれらを含む物を屋外において燃焼させることが禁止されており、市町村と連携の上指導を行った。
(環境政策課)

活排水対策実践活動啓発パンフレットの配布
水生生物による水質調査に係るパンフレットの配布
(環境政策課)

(8) 緑化の推進

○緑・木とのふれあい推進事業

県民総参加による緑づくりの機運を醸成し、豊かな緑に包まれた潤いのある県土づくりを推進するため、県民参加の植樹祭や森林のめぐみ感謝祭の開催等森林や緑の大切さを普及啓発した。
(林政課)

【 3 水環境の保全 】

(1) 工場・事業場対策の推進

○特定事業場排水調査

水質汚濁防止法及び鳥取県公害防止条例に基づき、特定事業場の排水水の調査、施設の改善指導を行った。
(環境政策課)

表2-9 立入検査改善指導状況(平成13年度)

水質汚濁防止法適用事業場				
立入検査 事業場延	排水調査 事業場延	違反事業 場延件数	改善指導 延件数	改善命令 件数
669	450	1	13	0
鳥取県公害防止条例適用事業場				
立入検査 事業場延	排水調査 事業場延	違反事業 場延件数	改善指導 延件数	改善命令 件数
5	7	0	0	0

(注) 改善指導延件数は文書で指導を行った件数

(2) 生活排水対策の推進

○合併処理浄化槽設置推進事業

生活環境及び公共用水域の保全のため、浄化槽の適正な維持管理を推進するとともに、合併処理浄化槽設置補助事業(設置者への設備費の一部補助)を実施する市町村に対して県費助成を行い、合併処理浄化槽設置の推進を図った。

・平成13年度補助実績 24市町村
800基
(住宅環境課)

○生活排水対策推進事業

県下全域を対象に、生活排水対策を推進するため、次の普及啓発を行った。

テレビスポットの放映、ラジオ放送、生

○公共下水道事業、流域下水道事業

下水道は、生活環境の改善及び河川等の公共用水域の保全のため重要な施設である。

平成13年度末の鳥取県の下水道の普及率は47.0%(前年比3.6ポイント増)で全国平均の63.5%(前年比1.5ポイント増)に比べてもかなり遅れている。

鳥取県では、天神川、東郷池の水質保全を図るため、天神川流域下水道事業計画に基づき、天神浄化センターを整備、一部を供用している。
(住宅環境課)

○農業集落排水処理施設整備事業

農業集落排水施設は農業集落排水事業、農村総合整備事業により、昭和57年度に東郷町、日吉津村で着手し、平成11年度までに35市町村で実施されている。

・平成13年度実施地区 34地区
(鳥取市他)
(住宅環境課)

○漁業集落排水処理施設整備事業

漁港機能の増進と背後集落における生活環境の総合的な改善の一環として、岩美町、福部村で排水施設の整備を行い平成12年度までに6地区が完了した。

・完成地区：岩美町(東地区、網代地区)、
気高町(酒津地区、船磯地区)、
青谷町(夏泊地区、長和瀬地区)
実施地区 福部村(岩戸地区)、
岩美町(田後地区)
(住宅環境課)

表2-10

平成13年度末 公共下水道整備状況

(平成14年3月31日現在)

都市名	行政区域 人口 (A)	全体計画 面積	全体計画 処理人口	平成13年度末整備状況			普及率 (B)/(A)
				整備面積	処理可能 面積	処理可能 人口(B)	
	人	ha	人	ha	ha	人	%
鳥取市	148,357	3,671.5	155,220	1,822.0	1,822.0	104,625	70.5
米子市	139,333	4,777.0	130,500	1,182.5	1,182.5	57,320	41.1
倉吉市	49,363	1,518.0	42,790	839.5	839.5	29,607	60.0
境港市	37,635	1,743.0	41,300	520.5	496.0	12,570	33.4
国府町	8,607	88.5	4,000	87.1	87.1	3,694	42.9
岩美町	14,319	325.0	11,990	97.3	79.0	2,379	16.6
福部村	3,534	68.0	15,800	42.0	19.0	490	13.9
郡家町	10,396	174.0	5,600	171.0	169.5	5,267	50.7
河原町	8,558	187.0	4,200	94.0	94.0	3,138	36.7
八束町	5,641	55.0	2,092	55.0	45.0	1,810	32.1
若瀬町	5,005	110.0	7,860	63.5	63.0	2,573	51.4
智頭町	4,386	48.0	2,850	48.0	48.0	1,633	37.2
気高町	9,527	124.0	5,000	79.0	74.8	2,875	30.2
鹿野町	10,123	196.0	8,650	144.0	107.0	3,148	31.1
青谷町	4,449	127.0	6,120	105.5	61.5	1,591	35.8
羽合町	8,358	107.0	3,470	81.0	81.0	2,813	33.7
泊村	7,980	458.5	9,000	290.2	290.2	7,980	100.0
東郷町	3,148	48.1	2,110	40.8	40.8	1,824	57.9
三朝町	6,763	265.9	5,390	165.0	165.0	4,918	72.7
関金町	8,096	234.3	5,480	185.8	185.2	5,016	62.0
北大条町	4,375	134.4	2,840	93.1	89.3	2,141	48.9
大東町	8,082	258.0	9,480	107.5	107.5	4,095	50.7
赤碕町	9,251	317.0	9,700	159.2	156.8	4,845	52.4
西本町	12,453	448.0	9,740				
岸本町	8,470	290.0	8,700	39.5	13.2	414	4.9
日吉村	8,256	129.5	4,950	65.5	30.5	1,372	16.6
淀江町	7,397	93.0	3,600	68.0	68.0	2,168	29.3
大和町	3,152	98.0	4,440	88.3	88.3	1,285	40.8
中山町	9,165	323.0	12,480	179.0	179.0	5,952	64.9
日野町	6,913	60.0	11,650	59.8	59.8	1,677	24.3
江府町	7,562	161.0	5,800	76.0	76.0	2,332	30.8
溝口町	5,336	81.0	2,260	74.0	74.0	1,935	36.3
(35)	4,489	83.0	2,430	66.2	66.2	1,575	35.1
その他町村	4,064	39.0	1,550	33.1	33.1	1,070	26.3
(4)	5,386	49.0	1,910	49.0	49.0	1,908	35.4
鳥取県計	18,713						
(39)	616,642	16,889.7	560,952	7,271.9	7,040.8	288,040	46.7

注) 1 「行政人口」はH14.3.31現在の住民基本台帳(市町村振興課調べ)による。

2 鳥取市の計画面積、人口は国府町、福部村分を除く。

3 「その他町村」は、船岡町、佐治村、会見町、日南町である。

4 H13繰り越し分は含まない。

(3) 中海・湖山池等の湖沼水質保全対策の推進

○中海水質浄化対策推進事業

・下水道の整備等各種浄化施策をとりまとめた第3期「中海に係る湖沼水質保全計画」の推進。

衛生研究所を中心とした中海汚濁機構解明調査の実施。

中海水質汚濁防止対策協議会(鳥取 島根両県及び中海周辺4市3町で構成)の運営。(環境政策課)

○湖山池水質浄化対策推進事業

下水道の整備等各種浄化施策をとりまとめた第2期「湖山池水質管理計画」の策定。
衛生研究所を中心とした湖山池汚濁機構解明調査の実施。(環境政策課)

○湖山池水質浄化100人委員会

今後の湖山池のあり方について検討するため、湖山池100人委員会を設立した。
水産業・農業・一般市民など幅広く委員を公募
県外湖沼の事例の視察を実施
さまざまな視点から湖山池の今後のあり方について討議(河川砂防課)

(4) 地下水汚染対策の推進

○地下水水質調査及び事業場に対する監視

地下水の水質調査を行ったほか、有害物質使用事業場に対して、排水の適正処理についての監視を行った。(環境政策課)

(5) ゴルフ場農薬排水対策の推進

○ゴルフ場周辺水質調査指導事業

ゴルフ場で使用する農薬によるゴルフ場周辺の水域に対する水質汚濁を未然に防止する観点から、環境省の示した暫定指導指針に従い、県内の各ゴルフ場について年2回排水調査を実施し(2回とも指針値内)、農薬の適正使用の監視に努めた。(環境政策課)

(6) 水道水源等の監視強化

○水道水源等監視指導事業

将来にわたる水道水の安全性の確保のため、「鳥取県水道水質管理計画」に基づき水質基準を補完する「監視項目」について水質検査の全県的な検出状況を取りまとめるとともに、水道事業者の水道水質管理の資料とした。また、水道の広域的な推進及び未普及地域の解消を推進するため、5年ごとに作成している水道地図の作成を行った。(環境政策課)

○みんなで支える給水事業

広域的な応急給水体制の確立を図るため、水道事業者が購入する給水車等に県費補助を行い 応急給水体制の整備を行った。(環境政策課)

(7) 海域の水質保全

○漁場環境維持対策事業

漁業被害の防止と漁業環境の保全を図るため、沿岸、湖沼環境のモニタリング調査及び貝毒成分、有害プランクトン等のモニタリング調査を行った。(水産課)

【 4 土壌・地盤環境の保全 】

(1) 土壌汚染対策の推進

○旧岩美鉱山、旧太宝鉱山鉱害防止事業

旧岩美鉱山及び旧太宝鉱山の鉱害を防止するため、流出する坑廃水(銅、鉄等を含む酸性水)の中和処理等を実施。(環境政策課)

○埋設農薬安全処理対策事業

埋設農薬の将来にわたっての安全性を確保するため、埋設箇所周辺の環境調査を行った。(生産振興課)

(2) 地盤沈下対策の推進

○地盤沈下防止対策事業

平成11年度の測定では、年間1cm以上の沈下が観測された地点はなく、10地点中5地点で0.01~0.24cmの範囲で隆起するなど、鈍化の傾向が顕著になっている。

なお、測量間隔については、平成11年度より隔年測量から5年に延長した。

(次回測定は平成16年度) (環境政策課)

【 5 環境汚染化学物質の適正管理 】

○環境汚染化学物質対策の推進

庁内関係課で組織する「環境汚染化学物質対策連絡会議」において情報収集・交換及び総合的な対策の検討を行い、下記の2つの取組方針を策定した。

・ダイオキシン類総合取組方針

人や生態系への影響防止の観点から、環境中のダイオキシン類の実態把握と発生源施設の適正化対策及び排出抑制対策を推進するとともに、県民への情報提供に努める。

環境ホルモンに対する当面の取組み

環境ホルモンの汚染状況の実態把握とともに国等の連携を図りつつ情報収集に努め、県民に対し必要な情報を提供する。化学物質の適正管理について

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進に努める。
（環境政策課）

○ダイオキシン類の調査指導

平成11年7月に制定（策定）されたダイオキシン類対策特別措置法や基本方針に基づいて、ごみの焼却についての規制・指導、ごみの減量化対策、実態調査など行った。
（環境政策課）

○住まいづくり21推進事業（環境共生住宅・シックハウスの研修）

住宅建築資材から発生する化学物質による健康への影響や、地球規模での環境問題に対する省エネルギー、省資源 リサイクル、家庭廃棄物対策等の観点から、人や環境への悪影響をなくし、周辺の環境と調和した住み心地の良い住まいづくりを進めるため、消費者及び住宅生産者に普及啓発の研修会を行った。
（住宅環境課）

第2節 環境関連産業の振興

【 1 環境関連技術の開発 】

○県内研究機関連携推進事業

研究成果を県内企業に波及させるため、公設の試験研究機関が相互に連携して「食品製造工程中における微生物汚染の防止対策」をはじめとする4テーマの研究を行った。
（産業開発課）

表2-11 食品製造工程における微生物汚染の防止対策

試験研究機関名	分担研究テーマと研究概要
産業技術センター	食肉の生産・加工・流通の各段階における微生物汚染低減化技術についてとりまとめ、県内企業の技術指導に活用するとともに、研究成果を鳥取県試験研究機関合同発表会にて発表した。
中小家畜試験場（養鶏科） 衛生研究所（微生物科）	子豚への病原性微生物の抑制に酸性電解水の消毒が有効である可能性がみられた。また、分娩房コンパネのFRP加工により病原性微生物の除去効果がみられた。
畜産試験場	肉用牛について添加物を加えた飼料による微生物抑制の効果はなかったが、出荷前に牛の体調管理を十分に行ったことで、牛体の微生物汚染等が制御できると推測された。

○環境関連技術開発推進事業

県産業技術センターは、県内の中小企業が取り組むことのできる環境関連技術の開発・普及に努め、リサイクルが容易で環境負荷の小さい素材の開発研究等を行った。
（産業開発課）

表2-12 平成13年度研究内容

研究テーマ	研究内容
環境を考慮した材質改良技術の開発と製品開発	薬品負荷量の少ない方法として有望である高温高圧蒸気処理によるパルプ化の研究
生分解性を有する機能性材料の開発	プラスチックに代わる未利用の天然セルロース系素材、リサイクル性が高い生分解性高分子等を利用した機能性材料の研究
光触媒リサイクルパネルを用いた高度廃水処理システムの開発	食品系廃水についての処理コスト及び環境負荷の低減を図るため、廃棄物を利用した光触媒リサイクルパネルの開発を行い、光触媒酸化と微生物処理を組み合わせた新規処理技術の開発研究
水産物残滓中から生理活性物質の検索と有効利用	魚残滓から魚臭の少ないコラーゲン、糖タンパクを分離する技術研究

【 2 環境関連産業の育成・振興 】

○国際環境規格認証取得モデル企業育成支援事業

ISO14001の認証取得に取り組む県内中小企業に対し、人材養成のためのセミナー

を開催した。また、当支援事業も4年を経過し、県内中小企業にも浸透し認証取得へ向けた取組みが活発化してきた。

平成13年度実績

補助対象認定事業所 11事業所

(補助金交付済事業所 7事業所)

内部監査員セミナー参加者 113名
(産業開発課)

○リサイクル技術共同研究助成事業

リサイクル技術の高度化を図るため、県内企業が大学等と共同してリサイクル率を大幅に向上させる技術やリサイクル製品の開発につながる研究開発に対する助成制度を新たに創設し、県内3企業に対し助成を行った。

(循環型社会推進課)

○環境産業育成支援資金融資事業

廃棄物処理業者等が行う廃棄物のリサイクルを行うための施設・設備に対する融資制度を新たに創設し、1件支援を行った。

(循環型社会推進課)

重点プロジェクト1

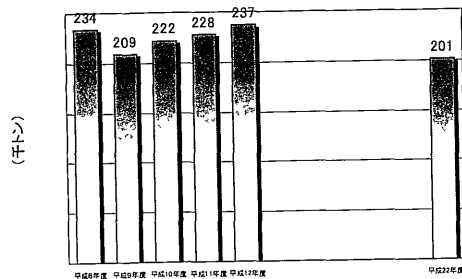
「資源循環型地域社会づくり」指標からみた進捗状況

県民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもとで、廃棄物の発生抑制、資源の再利用リサイクルなどを総合的、計画的に推進し、ごみの少ない社会づくりに努める。

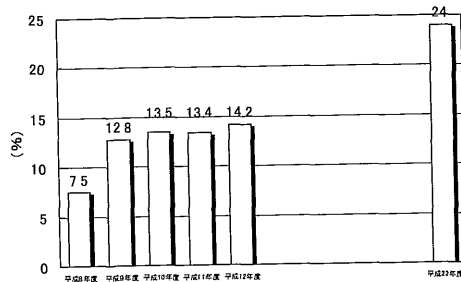
○ごみの年間排出量及びごみのリサイクル率

ごみの年間排出量は漸増しており、リサイクル率はわずかずつではあるが上昇する傾向が見られる。

ごみの年間排出量



ごみのリサイクル率



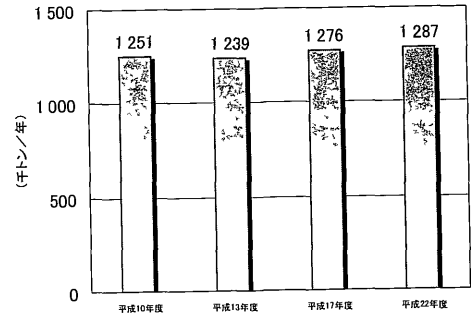
※ ごみのリサイクル率・市町村及び集団回収の収集量のうち資源化されるごみの割合

○産業廃棄物の排出量

平成13年度の総排出量は、1,239千トン/年であり、前回調査（平成10年度実績）に比べて、12千トン/年減少(1%減)している。

これは、汚泥の排出量は2割程度増加したものの、動物の糞尿やがれき類の排出量が減少したことによるものである。（但し、平成14年度の実態追跡調査（平成13年度実績）に基づき、汚泥の算出方法を変更した後の数値であること。）

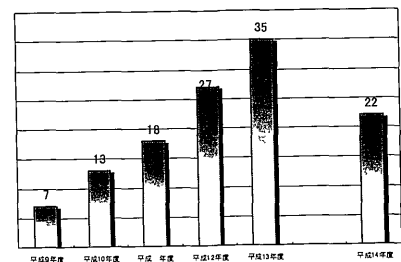
産業廃棄物の排出量の推移



(注1) H17, H22は、鳥取県廃棄物処理計画の目標数値である。

○ISO14001認証取得事業所数

ISO14001の認証取得事業所数については、県内においてもISO14001認証取得を商取引の条件にするなどの動きがあり、県内企業においても認証取得熱が高まっている。加えて、県が設けた「国際環境規格認証取得モデル企業育成支援事業」の支援効果の浸透などによって、認証取得に乗り出した企業が数社あり、基本計画に上げた目標については平成12年度中に達成し、さらに増加した。



※ ISO14001規格の国際統一を進める民間の国際機関が発行した規格のうち、環境マネジメントシステム（環境負荷を継続的に低減するよう配慮した管理システム）を定めた国際規格

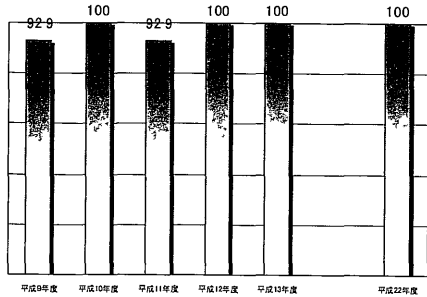
重点プロジェクト2

「流域からの水環境保全」指標からみた進捗状況

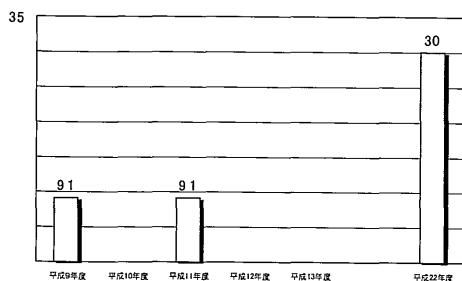
県内を流れる主要な河川や湖沼は、流域の水資源のみならず、県民の生活の場であり、多くの生物の生息空間ともなっていることに鑑み、「鳥取県下水道等整備構想」に基づき生活排水による水質汚濁の削減を図る。さらに、流域毎の河川環境管理基本計画に沿って、良好な水質や水量を確保するとともに、多様で健全な森林や溪流、自然海岸などの水辺環境を保全する。

○水質の環境基準達成率 (%)

三大河川 (千代川、天神川、日野川)



湖沼 (湖山池、東郷池、中海)



※ 環境基準達成率・県内の環境基準地点数 (河川 14 地点、湖沼 11 地点) のうち、環境基準を満たしている地点の割合とした。(それぞれ、BOD CODの75%値で評価)

・湖山池の水質浄化対策

平成13年度に策定した第2期「湖山池水質管理計画」(計画期間:平成13年度~22年度)を策定し、浄化施策を総合的、計画的に推進した。

平成11年度に工場・事業場からの排水規制を強化するために水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例の改正を行い、平成13年度から施行した。

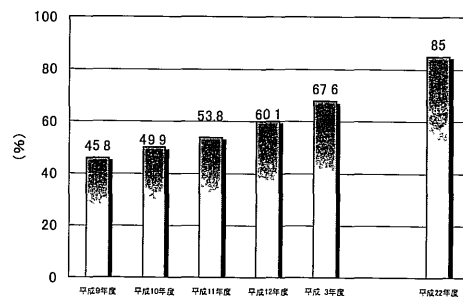
中海の水質浄化対策

第3期「中海に係る湖沼水質保全計画」(計画期間 平成11年度~15年度)に基づき、各種浄化施策を、総合的、計画的に推進した。

○下水道等普及率

下水道については、生活排水対策に資する施策として、今後も着実な普及の推進が必要である。

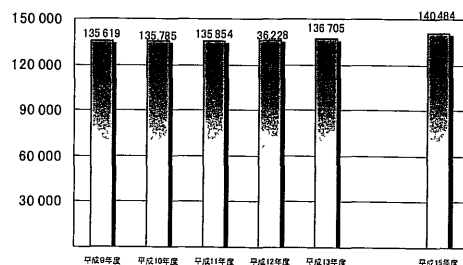
下水道普及率は事業進捗に伴い着実に上昇しているが、整備済みの地域において、未接続世帯が依然として多く、水質浄化効果を減らす要因となっている。接続を促進するよう普及啓発に努める必要がある(湖山池、中海)。



※ 下水道等普及率…行政人口(年度末住民基本台帳登録人口)に占める、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、林業集落排水、合併処理浄化槽、コミュニティプラントによる処理人口の割合とした。

○保安林面積 (ha)

水源かん養保安林については、その機能の観点から適切な保全・管理が必要である。



第2章 自然と人間との共生の確保

本県は、豊かな自然と多様な生態系に恵まれており、美しい景観を有しているが、都市部を中心に身近な自然や生物の生息空間が減少する一方、農山村では森林の適正な管理が次第に困難となっており、森林、農地が持つ水源かん養機能や大気浄化機能などの環境保全能力の確保と回復が課題である。このため、人と自然の健全なふれあいが確保できるよう、貴重な自然と身近な自然の保全、これらを通じた生物多様性の保全を図るとともに、自然環境を基盤とした食糧・木材等の持続的な生産活動を通じて環境の恵沢を確保する。

第1節 森林、農地、水辺等の持つ環境保全機能の確保

【 1 森林の環境保全機能の確保 】

(1) 水源かん養保安林等の森林整備

○緑・木とのふれあい推進事業

(第2部第1章第1節の2(8)参照)
(林政課)

○県土保全緊急間伐実施事業

森林所有者に対して間伐の必要性をPRし啓発を図った。

また、森林が有している水源かん養や山地災害防止という県土保全機能を確保する観点から、国庫補助対象事業外森林のうち、下流域への影響が危惧される森林について、緊急に間伐・枝打ちを実施した。

平成13年度実施面積 189ha
(森林保全課)

緊急間伐 枝打ち作業の様子



○保安林整備管理事業

保安林整備計画に基づき、保安林の適正な配置を図りつつ、その機能保持と質的向上を

図るため適正な管理を行った。

・平成13年度実績
指定44箇所563ha
解除38箇所11ha (森林保全課)

(2) 多様な森林の保全

○造林事業

人工林の適正な整備に加え、複層林の造成、天然林施業等の多様な森林造成を計画的、効果的に推進するため、造林事業を実施し、森林資源の整備を図った。

・平成13年度実施面積 6328ha
(森林保全課)

○治山事業

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、水資源のかん養、生活環境の保全、形成を図った。

平成13年度事業箇所
11地区78箇所 (河川砂防課)

○林業地域総合整備事業

林業の生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の生活環境基盤の整備を図るため、林道整備事業及び用水施設整備事業を実施した。

・平成13年度実施地区 3地区8箇所
(森林保全課)

○ふるさと林道緊急整備事業

山村地域の振興と定住環境の改善等、地域が緊急に対応しなければならない課題に 대응して早急に行う必要がある林道について、自然環境の保全に配慮し整備を行った。

・平成13年度実施路線 9路線
(森林保全課)

○森林保全管理事業

森林の保全の推進に資するため、森林保全推進員、森林保全巡視指導員及び山地防災ヘルパーを配し、保安林の管理、林野火災の防止及び山地災害の情報収集、提供等を行った。

・平成13年度実績
巡視日数(指導員35名延べ626日間)
巡視面積(保安林地域105,898ha、
林野火災予防地域36,623ha)
(森林保全課)

源流を守る取組と流域間相互の連携

源流域の森林は、水源のかん養、土砂崩壊・流出の防止、二酸化炭素の吸収、都市と農村住民の交流、動植物の生息、環境教育や保健休養の場など多くの機能を果たしており、県民に多くのめぐみを与えている。

一方、源流域の山村では少子・高齢化と過疎化が一層進んでおり、森林を適正に維持管理していくことが困難となり、森林の荒廃による公益的機能の低下が危惧されていることから、魅力ある山村づくりと県民一人ひとりが参加する森林整備の体制づくりが求められている。

このような中、流域の住民が中心となって「日野川の源流と流域を守る会」が設立され、水の源となっている森林の現状や機能を再認識してもらうため「源流を訪ねる旅」を開催し、源流域の保全について啓発活動をはじめたほか、各種研修会、シンポジウム、フォーラムの開催等、各種団体が協力した活動が始まっており、水源かん養等の多くの機能を持っている森林の保全等への問題意識が高まりつつある。

また、平成13年12月には、県内三大河川の源流市町村である智頭町、三朝町及

び日南町が「源流三町交流会」を発足させ、情報交換や視察等を行い、森林の整備を進める環境づくり、人材育成等の充実に努め、流域間相互の連携の下、共通の意識を持ちながら、魅力ある地域づくりを目指す取組を始めている。

源流域の森林の散策



ボランティアによる間伐作業



【 2 農地の環境保全機能の確保 】

(1) 農地の保全及び農業用水路、ため池の整備

○農村総合整備事業

農村生産基盤と農村における生活環境条件を計画的かつ一体的に整備することにより、生産性の高い農業の育成と活力ある農村を建設する事業を行った。

- ・平成13年度実施地区
5地区（三朝町他）（耕地課）

○農地を守る直接支払い事業

中山間地域の農地を持つ多面的機能の維持確保を図るため、耕作放棄地の増加が懸念される地域において、農業者等が行う農業生産活動及び多面的機能を増進する活動に対して直接支払いを行った。

- ・平成13年度実績 31地区（農政課）

○山村振興農林漁業対策事業

山村等の中山間地域の振興を一層推進するため、地域の自主性、創意工夫の発揮を通じて、山村等の多面的機能の強化による地域の活性化と定住の促進を図った。

- ・平成13年度実施市町村 2市町村
（企画振興課）

○棚田のふる里活性化支援事業

農山村地域にある棚田等の地域資源を活用した保全活動を行う地域に対し、支援を行った。

- 実施地域への支援（5地区）
（企画振興課）

○中山間地域総合整備事業

自然的、経済的、社会的に恵まれない中山間地域において、それぞれの地域の実情に沿った農業の展開方法を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤を総合的に整備し、活性化を図るとともに、地域における定住化の促進、

国土、環境の保全を図った。

- ・平成13年度実施地区：
県営10地区（泊村他）
団体営1地区（鳥取市）（耕地課）

○農地を守る集落営農組織育成事業

中山間地において、耕作放棄地の発生を防止するため、農地を守る担い手として兼業農家や高齢農家を中心に集落ぐるみで営農に取り組む組織を育成するなど 農地保全活動の支援を行った。

平成13年度実績 10地区（農政課）

○ジゲの井手保全事業

中山間地域の山腹水路や小規模なため池を整備することで、維持管理費の軽減と災害の未然防止を図った。

- ・平成13年度実績：
山腹水路12地区、ため池2地区
（耕地課）

○ふるさとのせせらぎ・あぜ道保全事業

中山間地域の土地改良施設の有する国土環境保全等の公益的な機能の良好な発揮と、これらの施設と一体的に保全する必要がある農地に対する集落共同活動を通じて、地域全体の整備保全を推進した。

- ・平成13年度実施内容：推進委員会開催、事例調査等、田んぼの学校開校、小学生向け参考図書「とっとり井手物語」発行、「とっとりため池物語」の作成
（企画振興課）



インターネット URL

<http://www.pref.tottori.jp/kikakubu/chusankan/monogatari/nousonseibi/newpage1.htm>

○県営地すべり対策事業

地すべりによる農地及び農業用施設の災害を未然防止するため、地すべり防止区域の指

定を受けた地域を対象に対策工事を実施した。

平成13年度実施地区 3地区
（耕地課）

（2）環境にやさしい農業の推進

○農薬適正使用推進対策事業

農薬の販売業者・防除業者の立入検査により、適正な農薬の保管管理と流通秩序の維持を図った。

- ・平成13年度立入件数 90件
（生産振興課）

○植物防疫総合対策事業

病害虫の発生予察に基づき、適切な防除対策を実施するとともに、予防方法、防除方法の確立を図った。

平成13年度実績：12回予報を発表
（生産振興課）

○農薬・化学肥料5割削減産地育成事業

国の「有機農産物等に係る表示ガイドライン」に対応した、農薬・化学肥料の5割削減を先導的に実践実証するモデル地区を育成するために要する経費に対し助成した。

- ・平成13年度実施地区 7市町
（生産振興課）

○環境にやさしい農業推進事業

持続性の高い農業生産方式を導入を促進するため、啓発・推進活動を実施した。

- ・平成13年度実施内容：
環境にやさしい農業推進大会の開催、展示ほの設置（8農業改良普及所）
（生産振興課）

【 3 都市地域の自然環境の確保 】

○都市公園事業

都市公園を整備することにより、都市住民が自然と親しみ、ふれあう場を提供する。

- ・布勢総合運動公園・スポーツ施設改修
東郷湖羽合臨海公園内 長和田地区砂浜護岸、芝生広場等
（都市計画課）

東郷湖羽合臨海公園でメダカ池完成

メダカ池が平成13年4月末に東郷湖羽合臨海公園に完成した。

これは、平成11年6月、東郷湖羽合臨海公園の藤津地区内に絶滅危惧種であるメダカの生息が確認されたことから、地元住民を中心にメダカの保護育成、メダカを通じた自然環境等への啓発活動を行うことを目的とした「東郷湖メダカの会」が発足し、本格的な保護活動のため、県への池整備の要望があったことにより実現したもの。

池づくりにおいては、メダカの生息環境と自然観察に配慮した自然体験型の水辺となるよう、県と地元住民の方々等が協力しながら作業を行った。

東郷町内の桜小学校などにおいても、観察学習でメダカの棲む水たまりについて学習を行い、その保護者たちは野生動植物が生息・生育できる空間を作ろうとビオトープの池づくりを行うなど、動植物が棲める

環境について理解を深めようとする取り組みが動き始めた。

現在、このように、自然環境について考えていこうと、民と官が一体となって環境保全を行う活動の輪が広がっており、ボランティア活動への参加意識が確実に前進してきているとともに、環境学習の場が確保されつつある。



【 4 水辺（河川、溪流、砂浜、沿岸域等）の環境の保全 】

（1）多自然型川づくり

○多自然型川づくり

治水効果の向上と共に、本来川が持つ多様で豊かな自然環境の保全に努めた。

平成13年度事業箇所
加茂川(米子市) (河川砂防課)

○河川改修事業

洪水による被害を軽減することで人々が安心して暮らせるよう、河川改修の促進に努めた。

平成13年度事業箇所
塩見川、由良川、加茂川等
(河川砂防課)

河川改修事業実施後の加茂川



○河川維持修繕事業

河床に堆積した土砂を取り除き、河床や河岸に繁茂した雑木・水草等の除去を行い 河川の維持管理に努めた。

・平成13年度事業箇所 湖山川他
(河川砂防課)

○砂防事業

溪流の侵食防止と土石流の流下防止を図り、下流域の安全を確保するとともに、溪流の良好な環境の保全に努めた。

・平成13年度事業箇所 谷川、田曾谷川、鍛冶屋谷川、柳谷川等 (河川砂防課)

○団体営水環境整備事業

農業水利施設の保全・管理又は整備と一体的に、施設の有する水辺空間を活用した快適な生活環境の整備を団体営事業として実施するものに対し助成した。

・平成13年度実施地区：
3地区(箕蚊屋地区他) (耕地課)

○県営ため池等整備事業

農用地及び農業用施設等の災害を未然に防止するため、ため池、頭首工、水路等の整備補強を行った。

・平成13年度実施地区

5 地区（巖城堰地区他） （耕地課）
（2）海岸侵食の防止

○海岸侵食対策事業

住民の生命・財産を守るため海岸の侵食を防止するとともに、良好な砂浜の創出や沿岸域の環境に配慮して整備を行った。

平成13年度事業箇所

福部海岸 人工リーフ L=135.0m

湯山海岸 人工リーフ L=178.0m

賀露海岸 突堤 L=83m

田後港海岸（調査） L=300m

赤碓港海岸（八橋地区）離岸堤（潜堤）

L=33.0m

泊漁港海岸 階段式護岸

L=193.8m

羽合漁港海岸 離岸堤 L=680m

整備された泊村漁港海岸



（河川砂防課、空港港湾課）

（3）沿岸域の保全

○海岸環境整備事業

国土保全と調和のとれた親水性のある海岸空間を創出するため 鳥取港で離岸堤（潜堤）の整備を行った。

平成13年度事業箇所

鳥取港海岸離岸堤（潜堤）

L=500m

海岸の侵食を防止するとともに、良好な砂浜、沿岸域の環境とそこに生息する野生生物の保全に努め、憩いの場としてふさわしい海浜として整備した。

平成13年度事業箇所

北条海岸 人工リーフ L=35.6m

大柴海岸 人工リーフ L=26.6m

海岸の侵食を防止するとともに、良好な砂浜を保全するために、離岸堤（潜堤）の整備

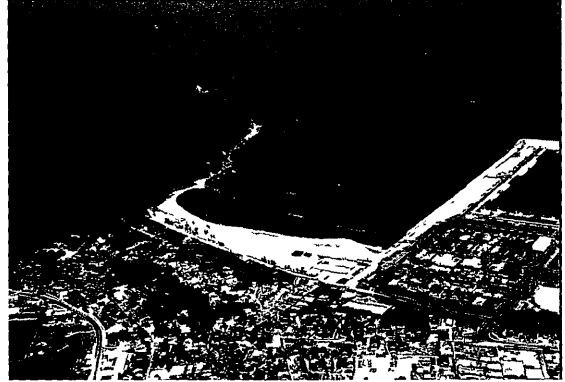
を促進した。

・平成13年度事業箇所：網代漁港海岸

離岸堤（潜堤） L=117.1m

（河川砂防課、空港港湾課）

網代漁港海岸の整備



○磯場環境改善調査事業

県下の磯場環境改善のためには、アラメの移植は有効な方策であり、アラメ移植手法の検討調査（岩美町・青谷町）を行った。また、藻場造成技術の確立にむけ、構造物設置試験を実施した。（空港港湾課）

移植されるアラメ



第2節 多様な自然環境の保全と生物多様性の確保

【 1 「貴重な自然」と「身近な自然」の保全 】

(1) 貴重な自然の保全

○国立公園、国定公園、県立自然公園の現況

大山隠岐国立公園について、平成14年3月に毛無山 宝仏山地域（1 952ヘクタ

ール）が区域拡大され、県内における公園面積は合計49 061ヘクタールとなった。

表2-13 鳥取県の自然公園（海域を含まない）

区分	公園名	指定年月日	全面積 ha	県内面積 ha	特別地域					普通地域 ha	関係市町村
					特別保護地区 ha	第1種 ha	第2種 ha	第3種 ha	特別地域計 ha		
国立	大山隠岐国立公園	S1121 H14326 拡大	35053	15483	1242	3507	2701	3922	11372	4111	大山、溝口、 江府、岸本、 関金、東伯、 赤碕、名和、 中山、日野、 江府
	山陰海岸国立公園	S38715	8784	1517	151	20	1254	55	1480	37	鳥取、福部、 岩美
	小計		43837	17000	1393	3527	3955	3977	12852	4148	
国定	比婆道後 帝釈国定公園	S38724	7808	1437		22	834	581	1437		日南
	氷ノ山後山 那岐山 国定公園	S44410 S5829 拡大	48803	8579	201	806	1216	6356	8579		岩美、国府、 八東、郡家、 若桜、智頭、 用瀬、佐治、 二朝
	小計		56611	10016	201	828	2050	6937	10016		
県立	奥日野 県立自然公園	S3961 H6121 拡大	4823	4823			82	789	871	3952	日野、日南
	二朝東郷湖 県立自然公園	S2941 S3961 H6121 一部削除	15067	15067		138	329	194	661	14406	倉吉、二朝、 東郷、羽合
	西因幡 県立自然公園	S5958 S62428 拡大	2155	2155			68	40	108	2047	気高、青谷、 鹿野
	小計		22045	22045		138	479	1023	1640	20405	
計			122493	49061	1594	4493	6484	11937	24508	24553	公園面積＝ 県土面積14.0%

○鳥取砂丘景観保全事業

鳥取砂丘景観保全事業計画（平成13～15年度）に基づき除草作業等の景観保全対策に係る調査研究を実施している。平成13年度は県・鳥取市・福部村で構成する「鳥取砂丘景観保全協議会」が主体となって除草、除間伐、スリバチ整備を30.5ha実施するとともに、風向・風速調査、地形測量、空中航空写真撮影等を実施した。（景観自然課）

（13名）による巡視活動を行い、その保全に努めている。

また、「菅野県自然環境保全地域」の「野生動植物保護地区」において、昨年引き続き、陸地化・草原化の原因となっている植物の除去等のための管理木道を設置した。

○県自然環境保全地域の指定及び保全

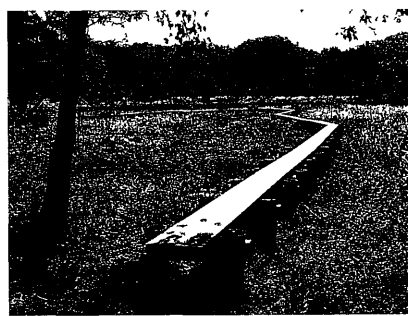
本県の良好な自然環境を保全するため、鳥取県自然環境保全条例に基づき、平成13年は新たに2地域を指定し、合計14の地域を県自然環境保全地域として指定している。

既指定の地域については、自然保護監視員

唐川カキツバタ群落



菅野の木道



(環境政策課)

(2) 身近な自然の保全

○「身近な自然」の保全・再生

メダカ・ホタル・カブトムシなど身近な生きものが棲む田園、里山、学校等における「身近なビオトープ」の保全・再生及び希少な野生動植物が生息・生育する森林・湿地・

草原等の「貴重なビオトープ」の保全・再生に取り組む8地区の地域住民団体等の活動を支援した。
(環境政策課)

表2-14 ビオトープ再生事業一覧(平成13年度)

市町村名	事業主体	事業内容
東郷町	花見小学校PTA	メダカ等が棲む池や小川づくり
	東郷湖メダカの会	「メダカ」から東郷湖の自然環境を考えるシンポジウムの開催等
江府町	白馬の会	毛無山のカタクリ群落の保護・保全
若桜町	わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会	氷ノ山山頂の自然植生の再生、小動物が棲む溪流環境づくり
八東町	新興寺公民館	新興寺川のホタル発生環境づくり
泊村	泊小学校	メダカ等が棲む小川づくり
鹿野町	法師ヶ滝源流保護の会	野鳥やイワナなどが棲む溪流環境づくり
気高町	宝木小学校PTA	メダカ等が棲む池・小川づくり

【 2 生物多様性の確保と野生生物の保護管理 】

○自然環境保全基礎調査

本県の自然環境に係る基礎的な情報を収集することを目的として、「自然環境保全法」に基づく「自然環境保全基礎調査」を環境省の委託により昭和48年度から実施している。

平成13年度は、生物多様性調査(哺乳類分布調査)を行った。(環境政策課)

○鳥獣保護区の設定、保護・管理の推進

鳥獣保護員39名の配置、鳥獣保護区の鳥獣の生息調査、狩猟免許試験、国設鳥獣保護区の管理、愛鳥週間コンクール、愛鳥モデル校の育成等を実施した。(森林保全課)

○希少野生動植物の保護

希少野生動植物の保護及びその生息・生育する自然生態系の保全促進を図るため、平成13年12月に「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定した。

(環境政策課)

○鳥取県版レッドデータブック作成事業

野生生物生息実態調査の結果を取りまとめ、本県の絶滅のおそれのある希少野生動植物の情報提供及びその保護・保全に係る普及啓発を行った。(環境政策課)

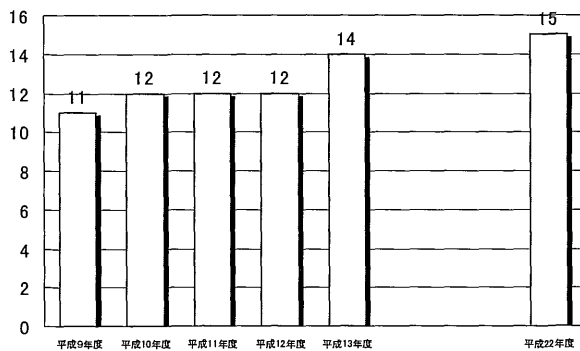
重点プロジェクト3

「多様な自然と人間との共生」指標からみた進捗状況

県内の多様な自然を適切に保全するとともに、野生生物の生息・生育の実態を明らかにし、生物多様性の確保と野生生物の保護管理に努める。

○県自然環境保全地域数

県の自然環境保全地域の指定については、貴重な自然の保護・保全を図る観点から、今後とも着実に進めていく必要がある。



※ 県自然環境保全地域…原生的な森林など優れた自然環境を維持形成している区域について、県が「自然環境保全条例」に基づき指定する地域